

○西伊豆町有害獣等被害防止対策事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日

要綱第81号

(趣旨)

第1条 町長は、農林産物に被害をもたらす鳥獣等の有害獣（以下「有害獣等」という。）の被害を防止し、もって本町の農林業振興及び農林業経営の安定を図るため、電気柵、防護柵等を設置し、有害獣等被害防止対策事業（以下「事業」という。）を実施する町内の農林業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西伊豆町補助金等交付規則（平成17年西伊豆町規則第30号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象は、事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 外注加工及び委託試験に要する経費
- (3) その他町長が必要と認める経費

2 補助率は、前項に要する経費の3分の2以内とし、補助金は、15万円を限度とする。ただし、認定農業者については、30万円を限度とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、有害獣等被害防止対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定をし、有害獣等被害防止対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定について条件を付することができる。

(実績報告)

第5条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後速やかに有害獣等被害防止対策事業実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(請求の手続)

第6条 補助事業者は、前条の規定による報告書の審査を受けた後、請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日要綱第6号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

有害獣等被害防止対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

西伊豆町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ④

電 話 \_\_\_\_\_

年度において西伊豆町有害獣等被害防止対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

1	事業内容	
2	事業理由	
3	事業場所	
4	補助対象 事業の内容	
5	申請額の 算出基礎	
6	その他参考事項	

添付書類 (1) 位置図 (2) 見積書 (3) 事業場所写真 (4) 町税の納税証明書

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

西伊豆町長

印

有害獣等被害防止対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった西伊豆町有害獣等被害防止対策事業費補助金について、下記のとおり決定します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

様式第3号(第5条関係)

有害獣等被害防止対策事業実績報告書

年 月 日

西伊豆町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号により、補助金交付の決定を受けた西伊豆町有害獣等被害防止対策事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

- 3 添付書類 (1) 原材料写真  
(2) 完成写真  
(3) 原材料支払領収書(写し)又は請求書(写し)1通

様式第4号(第6条関係)

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により、補助金交付の決定を受けた西伊豆町有害獣等被害防止対策事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

西伊豆町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

口座振替先金融機関名 \_\_\_\_\_

口 座 種 別 当 座・普 通

口 座 番 号 No. \_\_\_\_\_

フ リ ガ ナ \_\_\_\_\_

口 座 名 \_\_\_\_\_